

2024 MFJ国内競技規則 MOTORCYCLESPORTS RULES

付則18-2 50ccクラスの仕様について

1 基本理念

モーターサイクルスポーツの入門クラスとして参加者のコスト抑制・安全性の保持とともに公平性を維持し、勝敗を主とせず誰もが楽しめ充足感を得られるクラスとすることを基本理念とする。

2 クラス区分

クラス	エンジン排気量	最多気筒数
50	~50cc	1

3 装備

- 3-1 ヘルメット 第3章 競技会 [16 ライダーの装備 \(MFJ公認ヘルメットおよびレーシングスーツ\)](#) を参考のこと
- 3-1-1 ヘルメットはMFJがモトクロス用として公認したものでなければならない。
- 3-1-2 MFJ公認ヘルメットにはMFJ公認マークが貼付されている。
※MFJ公認マーク
- 3-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行なわれ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。
(使用が認められない例)
1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）があるもの
2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕があるもの
3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み等）のあるもの
4) アゴ紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障のあるもの
5) シールドのある場合、シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れのあるもの
- 3-2 ヘルメットおよび装備品へのウェアラブルカメラ等の装着は禁止する。
- 3-3 ゴーグル
ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。
- 3-4 ライダーの服装
服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものであってはならない。
3-4-1 自由な動作を妨げない長袖のジャージと長ズボンを着用しなくてはならない。
3-4-2 適切な素材製のグローブと、ヒザ下までを保護する皮革または皮革と同等の強度を持った樹脂等で形成されたブーツの着用が義務付けられる。
3-4-3 バックプロテクター・チェストガード（プレストガード）・ニーブレース等のプロテクター類を装着することが強く推奨される。
3-4-4 下記の保護部位は、ウェアに皮革製のパッドが装備されているか、または衝撃緩衝効果のある素材（発泡ウレタン等）で覆うことが強く推奨される。ウェアにパッドが装備されていない場合は、外側が硬質の素材で内側は衝撃緩衝効果のある素材でできた別体式のプロテクターを下記部位に装備することが強

く推奨される。

＜保護部位：肩、ヒジ、腰部およびヒザ＞

3-4-6 マウスガード（マウスピース）

口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードが装着を推奨される。

マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように赤色以外の明るい色が望ましい。

當時噛み合わせをしていないと固定されないタイプのものは、誤飲防止の為、使用を禁止する。

4 下記以外の改造、変更は認められない

以下に明記されていないすべての部品は、メーカー製造状態で取り付けられている同一部品からの「変更（オリジナルパーツまたは仕様を、他のパーツ・仕様に置き換える行為）」、「改造（オリジナルパーツに対して切削、追加、研磨を行なう行為）」は認められない。

※ただし、部品が破損した場合の修理、ならびにメーカー製造状態で取り付けられている同一部品との交換は認められる。

4-1 タイヤ（フロント／リア）

4-1-1 ただし、タイヤサイズは公認車両のホイールに装着できるものでなければならない。

タイヤサイズならびに使用ブランド（タイヤメーカー）は自由とするが、当該車両のメーカー製造状態で取り付けられているホイールを改造、変更せずに装着できるものであること。

4-2 スパークプラグ

4-2-1 スパークプラグは変更できる。

4-3 プラグキャップ

4-3-1 プラグキャップおよびハイテンションコードは変更できる。

4-4 ハンドルグリップ

4-4-1 ハンドルグリップは変更できる。

4-4-2 ハンドルグリップ以外のハンドル部品の公認車両からの変更、改造は一切認められない。

ただし、ハンドルバー単体で交換ができる構造の車両に限定し、ハンドルバー、スロットルスリーブ、スロットルワイヤーを交換できる。

4-4-3 ハンドルバーのクロスバー上に保護パッドを取り付けなければならない。クロスバーのないハンドルバーの場合は、ハンドルバーの中央にハンドルクランプを広くカバーするパッドを取り付けなければならない。

4-5 シート

4-5-1 シートは変更できる。ただし、公認車両に改造なしで取り付けできること。

4-6 塗装、デカール

4-6-1 塗装、デカールは変更できる。

4-7 エンジン／ミッションオイル、サスペンションオイル、ブレーキフルード、グリス類

4-7-1 エンジン／ミッションオイル、サスペンションオイル、ブレーキフルード、グリス類は変更できる。

4-8 キルスイッチ

4-8-1 キルスイッチは変更できる。

4-9 ステップ

4-9-1 ステップは変更できる。ただし、一切の追加・加工は認められない。

4-10 キャブレター

4-10-1 メインジェットはメーカーが出荷する純正部品に限り交換できる。外部から調整できるスクリュー類の調整もできる。ただし、メインジェット以外のジェット類の交換は禁止。

4-11 スプリング

4-11-1 スプリングおよびカラーは変更できる。ただし、公認車両のサスペンションに改造なしで取り付けができないこと。

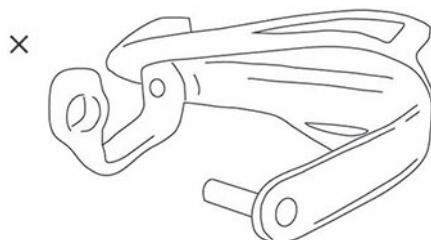
4-12 バンプラバー

- 4-12-1 バンプラバーは変更できる。ただし、公認車両のサスペンションに改造なしで取り付けができること。
- 4-13 ラジエターシュラウド、フロント・リアマッドガード（フェンダー）、ゼッケン（フロント・両サイド）、サイドカバー
- 4-13-1 ラジエターシュラウド、フロント・リアマッドガード（フェンダー）、ゼッケン（フロント・両サイド）、サイドカバーは交換できる。ただし、公認車両に装備されたものと同じ材質でなければならない。
- 4-14 チェンジペダル、ブレーキペダル
- 4-14-1 チェンジペダル、ブレーキペダルは変更または改造ができる。ただし、材質は公認車両と同じかまたは鉄でなければならない。
- 4-15 ホイール
フロントおよびリアホイールは、スポークとニップルに限り変更できる。ただし、リムおよびハブは公認車両のものを改造なしで使用しなければならない。スポークとニップルを変更する場合、スポークおよびニップルの取り付け方法と材質は公認車両と同じでなければならない。
- 4-16 ブレーキレバー、クラッチレバー
- 4-16-1 ブレーキレバー、クラッチレバーは変更できる。ただし、材質は公認車両と同じかまたはアルミニウムに限定される。
- 4-17 ドライブチェーン
- 4-17-1 ドライブチェーンは変更できる。ただし、チェーンサイズと材質は公認車両と同じでなければならない。
- 4-18 ドリブン（リア）スプロケット
- 4-18-1 ドリブン（リア）スプロケットは変更できる。ただし、ドリブン（リア）スプロケットの材質は、鉄またはアルミニウムに限定され、公認車両のホイールに改造なしで取り付けられること。
- 4-19 アンダーガード
市販車の状態からフレームおよびエンジンを改造なしに、ボルトオンで取り付けができる場合に限り、アンダーガードの取り付け（追加）が認められる。
- 4-19-1 アンダーガードを取り付ける（追加する）場合は、金属製のボルトナットまたはビス等で確実に固定されていること。タイラップまたはバンド等による取り付けは許可されない。
アンダーガードを取り付けるために、市販車で使用されているボルトナットを流用する場合は、ボルトおよびカラーの長さ変更とステーの追加も認められるが、ボルトおよびカラーの形状と材質は市販車と同じでなければならない。

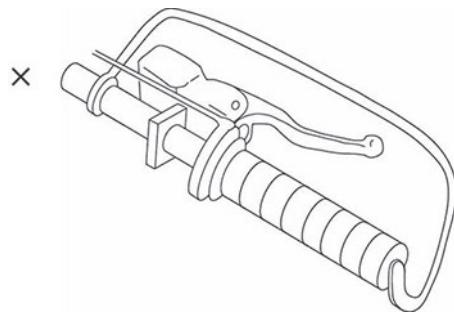
5 注意事項（よくある質問）

- 5-1 メーカー製造状態で取り付けられている場合を除き、ビードストッパーを使用する為の改造は禁止。
- 5-2 サイドスタンドは、取り外すことができる。
※サイドスタンドを取り外さない場合、走行中にぶつからないようにしっかりと固定しなければならない。
- 5-3 ハンドプロテクターが使用される場合には、非粉碎材質の樹脂製でなければならない。
- 5-3-1 ハンドルバー先端に固定される形状のものは使用できない。
- 5-3-2 金属製材質のもの（樹脂製ガードの内側に金属製材質の支柱で全面が囲われている形状のものを含む）は使用できない。

<使用できない例>



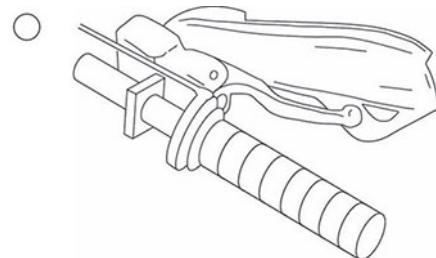
バーエンドに固定される形状



金属製材質の支柱で囲われている形状

<使用可能例>

バーエンドに固定されず、非粉碎樹脂であり、金属製材質等でハンドルが囲われていない形状



5-4 マフラー や サイレンサー の 変更・改造は 禁止。

※ メーカー 製造 状態 から の 溶接 (加工) の ある もの は、 一 切 認めら ない。

5-5 キャブレター の 型式 お よび 口 径 の 変更・改造は 禁止。

5-6 ドライブ (フロント) スプロケット の 変更・改造は 禁止。

5-7 メーカー 製造 状態 から の 排 気 量 アッ プ (ボア お よび ストローク アッ プ) は 禁止。

5-8 車両 に 関する 抗議 が あつた 場合 は、 当該 ライダー の ピット クルー が 車 検場 にて 分解 を 行 な い 車 検 にて 検査 さ れる (分解 の 範 囲 は キャブレター のみ と す る)。

※ 規則 に 違 反 し た 場合 、 ライダー だ け で なく 、 保 護 者 に 対し 罰 则 が 科 せ ら れ る こ と が あ る。

6 本規則の施行

本規則は2024年1月1日より施行する。